

令和 7 年度

第 3 回 大垣市水道事業等審議会会議録

(令和 7 年 8 月 29 日)

令和7年度第3回大垣市水道事業等審議会を、令和7年8月29日（金）市役所3階3-6会議室において開催した。

その次第は次のとおりである。

- 議題
- ・水道事業の経営状況について
 - ・下水道事業の経営状況について

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

谷江 幸雄	松原 勝己	島田 貴士	川地 潤二
三輪 正直	名和 善昭	豊田 和代	長澤 愛樹
豊田 充子	松口 小夜子	一柳 善郎	佐合 幸美

本日の大垣市水道事業等審議会の出席者は次のとおりである。

水道部長	松浦 徹
企画経営課長	戸田 祐治
水道課長	北村 泰之
下水道課長	北村 好章
浄化センター所長	長谷川 武
企画経営課主幹	森 憲司
企画経営課主幹	三輪 佳孝
企画経営課主幹	田中 融一
下水道課主幹	高瀬 雅広
企画経営課	服部 賢太郎
企画経営課	大橋 利紀
企画経営課	山下 修平

(開始時刻 午前 9 時 25 分)

令和7年度 第3回 水道事業等審議会会議録

事務局

皆さんおはようございます。定刻より少し前ですが、ただ今より第3回大垣市水道事業等審議会を開催させていただきます。

はじめに、事務局を代表いたしまして、松浦水道部長より挨拶を申し上げます。

事務局

はい。改めましておはようございます。

水道部長の松浦でございます。

皆様には午前中の早い時間から、第3回 大垣市水道事業等審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回の審議会で答申書をまとめていただき、この後市長に答申をいただくわけですが、市としましては4月の料金改定に向けて事務手続きを進めてまいります。予定通り進んでいることは、谷江会長をはじめ委員の皆様ののおかげと感謝しております。

現在、水道事業・下水道事業で抱える問題には今回の料金改定のような運営に関わる資金の問題と、もう一つ大きな問題として人員確保や技術者不足の問題があります。国では人員確保の代替案として、民間への業務委託や、各自治体の事業を広域化することも検討しています。

この審議会は現在、主に料金改定に向けてご協力いただいておりますが、今後は事業や組織の在り方についてもご審議いただく機会があるかもしれません。その際にもご協力をお願いしたいと思います。

それでは今回の審議会で今年度は最後になりますが、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、開会にあたりまして、谷江会長よりご挨拶いただきます。

会長

はい。皆様、おはようございます。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は第3回目の審議会ということですが、前回お示しさせていただいた答申書を皆様にご同意いただき、市長へ提出したいと考えております。

よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、ここからの進行は谷江会長にお願い

いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 はい。それでは、審議に入ります前に、事務局から報告事項がありましたら、よろしくお願いいたします。

事務局 はい。本日の出席状況でございますが、12名全員の方にご出席いただいておりますので、大垣市附属機関設置条例第6条第2項の規定に基づき、本会が成立していることをご報告いたします。

また、本審議会でございますが、これまでと同様に公開という形で進めさせていただきます。本日の会議録につきましても、市役所3階の市政情報コーナーでの閲覧及びホームページへの掲載を予定いたしておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

それでは、会議録作成につきまして、署名者2名が必要となりますので、会長からご指名をお願いいたします。

会長 では、本日の会議録の署名者として、三輪正直委員さん、豊田充子委員さん、両委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行いたします。本日の予定ですが、先程お話ししましたとおり、市長へ答申を行う予定ですが、その前に、過去2回の審議内容を確認したいと思います。

第1回審議会は、7月4日の金曜日に開催いたしました。

冒頭に副市長さんから諮問がありまして、その後、事務局より大垣市の上下水道事業について、事業概要と経営状況、使用料等改定案について、説明を受けました。

第2回審議会は、8月8日の金曜日に開催いたしまして、諮問事項に関して、皆様にご審議いただきました。

ご審議の後、私の方で、今回の審議内容のまとめをさせていただき、それに基づいた答申書案をお配りいたしました。

だいたい、このような流れであったかと思います。

では、第2回の意見等を反映した答申書案につきまして、皆様のご承認を頂きたいと思います。改めて、事務局でお読みいただけますか。

事務局 はい。企画経営課長の戸田でございます。着座にて失礼いたします。
前回、答申書案をお配りし、委員の皆様方にはご意見いただきましてあ

りがとうございました。その中で、今回お手元にお配りしておりますものでございますが、一部ご意見を反映させていただきましたので、先にその部分を申し上げます。

2 ページ目をご覧ください。中段あたりの、「市の簡易水道事業、公共下水道事業、上石津下水道事業の各経営戦略では…」という一文でございますが、令和5年に使用料等改定時期を3年ずつ延期したことを記載させていただいております。こちらにつきまして、当時コロナ禍等であったことを加筆させていただいておりますのでご報告させていただきます。

それでは1 ページ目に戻りまして、答申書を一読させていただきます。

答申書（案）

このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

はじめに、上水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る市民生活に直結した重要な事業であり、多様化する市民ニーズに対応し、安定した経営状況が維持されている。

また、今回示された投資・財政計画による将来の見通しでも、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や、物価の高騰に伴う経費増はあるものの、料金改定をすることなく、引き続き安定した経営が維持できるものとしている。

次に、上石津地域の簡易水道事業は、令和2年4月に8.0%の料金改定を行ったが、建設費に対する元利償還金の増加に加え、人口減少に伴う料金収入の減少により、一般会計からの基準外繰入金が一層増加することが想定される。

将来の見通しでは、こういった厳しい事業環境を踏まえ、令和8年4月に8.0%、令和11年4月に8.0%（合計で16.6%）の料金改定を実施することで、令和11年度には基準外繰入金を解消できる見込みとしている。

次に、公共下水道事業は、令和2年4月に6.0%の使用料改定を行ったが、いまだ国の定める適正な使用料単価（150 円/㎡[税抜き]）には達しておらず、使用料収入により建設費に対する元利償還金が賄われていない状況である。

将来の見通しでは、このような事業環境を踏まえ、令和8年4月に6.0%、令和11年4月に6.0%（合計で12.4%）の使用料改定を実施することで、使用料単価が国の定める適正な使用料単価近くまで到達し、令和11年度

には基準外繰入金を解消できる見込みとしている。

次に、上石津地域の特定環境保全公共下水道事業等（以下、上石津下水道事業と称する。）は、令和 2 年 4 月に 3.0%の使用料改定を行ったが、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であることに加え、人口減少に伴う使用料収入の減少により、一般会計からの赤字補てんが一層増加することが想定される。

将来の見通しでは、こういった厳しい事業環境を踏まえ、令和 8 年 4 月に 3.0%、令和 11 年 4 月に 3.0%（合計で 6.1%）の使用料改定を実施することで、令和 11 年度には基準外繰入金をある程度削減できる見込みとしている。

以上が、今回示された使用料等を改定する必要性の概要である。

市の簡易水道事業、公共下水道事業、上石津下水道事業の各経営戦略では、当初、令和 2 年、令和 5 年、令和 8 年の計 3 回の使用料等改定が計画され、令和 2 年 4 月については実施されている。しかしながら、コロナ禍等で不安定な社会情勢の中、急激な物価高騰の影響により厳しい状況にある市民・事業者の皆様の生活を支えるため、令和 5 年に、改定時期を 3 年ずつ延期し、2 回目を令和 8 年に、3 回目を令和 11 年に変更する方針とし、当審議会でも、十分に理解でき、やむを得ないものと判断した。

引き続き物価高騰が続く中ではあるが、これらの事業に対する一般会計からの基準外繰入金の削減に向けた取り組みは必要であり、経営戦略の計画期間内に「経営の基本方針」に掲げる目標を達成するには、使用料等の改定が不可欠である。また、提示された簡易水道料金 8.0%、公共下水道使用料 6.0%、上石津下水道使用料 3.0%の改定（いずれも平均改定率）は、市民生活などを考慮した段階的なものとしており、妥当であると判断する。

なお、使用料等の改定にあたっては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じるとともに、実施日は、周知期間も考慮し令和 8 年 4 月 1 日とされたい。

また、令和 11 年度予定の改定にあたっても、今回同様、その時点での人口、世帯数、普及状況、経営状況のみならず、社会・経済情勢も十分考慮のうえ総合的に勘案し、慎重に検討したうえで決定されたい。

今後とも、事務の合理化、経費の削減を推進し、健全な事業運営、市民サービスの向上に努め、以って、市民満足度の更なる向上に繋がることを、審議会の総意として強く切望する。

事務局 以上でございます。

会長 ありがとうございます。

今、事務局より読み上げていただきましたが、この答申書の案について、前回の審議会において、皆様にある程度ご同意いただいたものと認識しておりますが、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

この答申書を市長へ提出することに、ご承認いただけますでしょうか。

< 異義なし >

会長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、この内容で市長へ提出いたします。

それでは、これから市長さんに答申書を提出したいと思いますが、事務局の方で準備があるようですので、少し休憩を入れたいと思います。

再開は、10 時といたしますので、しばらくお待ちください。

< 休 憩 >

事務局 皆様、休憩中ではありますが少しよろしいでしょうか。

今、傍聴をご希望の方がお見えになっております。その件について許可してよろしいでしょうか。

会長 皆様よろしいでしょうか。

< 異議なし >

< 傍聴者 入室 >

< 市長 入室 >

事務局 それでは、再開します。

会長より答申の読み上げをお願いいたします。

会長 答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

はじめに、上水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る市民生活に直結した重要な事業であり、多様化する市民ニーズに対応し、安定した経営状況が維持されている。

また、今回示された投資・財政計画による将来の見通しでも、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や、物価の高騰に伴う経費増はあるものの、料金改定をすることなく、引き続き安定した経営が維持できるものとしている。

次に、上石津地域の簡易水道事業は、令和2年4月に8.0%の料金改定を行ったが、建設費に対する元利償還金の増加に加え、人口減少に伴う料金収入の減少により、一般会計からの基準外繰入金が一層増加することが想定される。

将来の見通しでは、こういった厳しい事業環境を踏まえ、令和8年4月に8.0%、令和11年4月に8.0%（合計で16.6%）の料金改定を実施することで、令和11年度には基準外繰入金を解消できる見込みとしている。

次に、公共下水道事業は、令和2年4月に6.0%の使用料改定を行ったが、いまだ国の定める適正な使用料単価（150円/㎡[税抜き]）には達しておらず、使用料収入により建設費に対する元利償還金が賄われていない状況である。

将来の見通しでは、このような事業環境を踏まえ、令和8年4月に6.0%、令和11年4月に6.0%（合計で12.4%）の使用料改定を実施することで、使用料単価が国の定める適正な使用料単価近くまで到達し、令和11年度には基準外繰入金を解消できる見込みとしている。

次に、上石津地域の特定環境保全公共下水道事業等（以下、上石津下水道事業と称する。）は、令和2年4月に3.0%の使用料改定を行ったが、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であることに加え、人口減少に伴う使用料収入の減少により、一般会計からの赤字補てんが一層増加することが想定される。

将来の見通しでは、こういった厳しい事業環境を踏まえ、令和8年4月に3.0%、令和11年4月に3.0%（合計で6.1%）の使用料改定を実施することで、令和11年度には基準外繰入金のある程度削減できる見込みと

している。

以上が、今回示された使用料等を改定する必要性の概要である。

市の簡易水道事業、公共下水道事業、上石津下水道事業の各経営戦略では、当初、令和2年、令和5年、令和8年の計3回の使用料等改定が計画され、令和2年4月については実施されている。しかしながら、コロナ禍等で不安定な社会情勢の中、急激な物価高騰の影響により厳しい状況にある市民・事業者の皆様の生活を支えるため、令和5年に、改定時期を3年ずつ延期し、2回目を令和8年に、3回目を令和11年に変更する方針とし、当審議会でも、十分に理解でき、やむを得ないものと判断した。

引き続き物価高騰が続く中ではあるが、これらの事業に対する一般会計からの基準外繰入金の削減に向けた取り組みは必要であり、経営戦略の計画期間内に「経営の基本方針」に掲げる目標を達成するには、使用料等の改定が不可欠である。また、提示された簡易水道料金8.0%、公共下水道使用料6.0%、上石津下水道使用料3.0%の改定（いずれも平均改定率）は、市民生活などを考慮した段階的なものとしており、妥当であると判断する。

なお、使用料等の改定にあたっては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じるとともに、実施日は、周知期間も考慮し令和8年4月1日とされたい。

また、令和11年度予定の改定にあたっても、今回同様、その時点での人口、世帯数、普及状況、経営状況のみならず、社会・経済情勢も十分考慮のうえ総合的に勘案し、慎重に検討したうえで決定されたい。

今後とも、事務の合理化、経費の削減を推進し、健全な事業運営、市民サービスの向上に努め、以って、市民満足度の更なる向上に繋がることを、審議会の総意として強く切望する。

事務局

それでは、谷江会長から市長へ答申書をお渡ししますので、中央へお進みください。

< 答申書提出 >

事務局

ありがとうございました。どうぞお席にお戻りください。それでは、ここで市長よりごあいさつ申し上げます。

市長

皆さん、おはようございます。

市長の石田でございます。

本日は大変ご多忙のなか、令和7年度第3回大垣市水道事業等審議会にご出席いただき、ご審議賜りまして、心から感謝申し上げます。また日頃から本市の活力ある街づくり、さらには安全安心な街づくりにご支援いただいておりますことにもお礼申し上げます。

只今、7月に諮問させて頂きました、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持につきまして、ご答申をいただいたところでございます。

委員の皆様には専門的かつ多角的な視点から、慎重にご審議をいただき改めてお礼を申し上げたいと思います。

水道事業並びに下水道事業というのは、市民の皆様の日常生活に直結する、まさに生命線ともいえる重要な社会基盤でございます。人口減少や施設の老朽化が進む中で、将来にわたって安定した水の供給と適切な排水処理を維持することは、私達の重要な責務であると感じております。

本日いただきました答申を真摯に受け止め、令和8年4月の使用料改定に向けまして、必要な手続きを着実に進めてまいりたいと思います。

その過程では、答申の中にもございましたように、市民の皆様の負担と持続可能な事業運営のバランスを十分に考慮しつつ、丁寧な説明と情報発信に努めてまいります。

結びになりますが、皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、上下水道事業の安定した経営に向けまして取り組んでまいりますので、これからも変わらぬご支援とご指導を賜るよう、よろしくお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

この度は誠にありがとうございます。

会長

石田市長には、答申を受けていただき、また格別なお言葉を賜りました。今後は、答申の具現化に向けて、さらに一層のご尽力をいただきますようお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。市長にはこの後、次の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

皆様ありがとうございました。ここで、使用料等改定について、口頭にて今後の流れを説明させていただきます。使用料等は市の条例で定められておりますので、12月議会に条例改正案を上程し、可決されたときには、

広報おおがき等で利用者の皆様に周知させていただき、令和 8 年 4 月の改定となる予定でございますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、令和 7 年度の審議会は最後となりますので、谷江会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 委員の皆様、お忙しいところ 3 回にわたり、大変お疲れ様でございました。本日、市長さんに答申書をお渡しすることができ、何とか役割を果たせたのではないかと安堵しております。これも、委員の皆様のご協力の賜物でございます。厚くお礼申し上げます。

 それでは、以上を持ちまして、令和 7 年度の大垣市水道事業等審議회를閉会いたします。ありがとうございました。

事務局 谷江会長、委員の皆様、大変お忙しいところ 3 回にわたり、大垣市水道事業等審議会にご尽力賜り、誠にありがとうございました。

 今後の審議会ですが、委員の任期が 2 年ございますので、このメンバーで来年度は、経営状況を報告させていただく予定としております。開催時期等は未定ですが、改めてご案内をさせていただきますので、今後ともご協力をお願いいたします。

 それでは、以上をもちまして、令和 7 年度の水道事業等審議회를閉会いたします。ありがとうございました。

(午前 10 時 15 分終了)